

施設使用料の見直し時期の延期について

施設使用料については、平成19年度作成「施設使用料の見直しの考え方(以下「現行方針」という。)」に基づき3年毎に改定を行っているところであり、令和3年度の改定に向けて検討を進めてきたところであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を勘案し、改定時期を延期することとする。

1 見直し案の内容

(1) 減価償却費の減額

減価償却費の半額を原価に算入するものとする。

(2) 性質別負担割合の変更

民間類似施設との代替性、選択の幅の観点から整理し、利用者負担率を変更する。

▶ 特定の区民の利便に供するもので、民間施設との選択の幅が無いもの

現行70%⇒見直し案50%

・体育館、野球場、弓道場、学校開放(体育館)、プール団体利用、公園多目的運動場など

▶ 特定の区民の利便に供するもので、民間施設との選択の幅が小さいもの
現行70%⇒現行のまま

・ホール、庭球場

▶ 特定の区民の利便に供するもので、民間施設との選択の幅が大きいもの
現行70%⇒見直し案100%

・プール個人利用、トレーニングルーム

(3) 即時改定の廃止

改定年度以外においても、算定の結果、使用料が現行使用料よりも1割以上下がる場合には、改定を実施することとしているが、過去に実績が無いため、事務効率化の観点から、即時改定の考え方を廃止する。

(4) 見直し改定期間の変更

減価償却費の半額を原価に算入する場合、基本的には原価は大きく変動しないため、4年毎の見直しに変更する。

2 延期理由及び延期時期

区有施設の運営にあたっては、快適な施設環境の整備や魅力的な事業の実施を進めるほか、受益者負担や税負担の適正化等を図る観点から定期的に使用料の見直しを行う必要がある。このため、区においても、3年毎の使用料の見直しを行ってきたところであり、来年度の見直しにあたっては、これまでに議会や区民から寄せられた意見等を踏まえながら、利用しやすい料金設定による施設利用向上に伴う区民活動の活性化等を目指して検討を進めてきたところである。

しかしながら、新たな算出方法（減価償却費半額や利用者負担率の見直し）により積算した場合、施設使用料が減額となる施設が多くなる見込みである。新型コロナウイルスの感染拡大により、区の財政は甚大な影響を受けることが懸念されており、これまで以上に財源確保に注力すべき状況であることから、令和3年度の改定を延期し、スポーツ施設の半額措置が終了する令和6年度に見直し改定を行うこととする。

3 今後の方向性

現行方針における課題（フルコストで算出することによる大規模工事実施時の大幅な使用料増等）に対し、減価償却費の減額や性質別負担割合の変更などを検討してきたところであり、令和6年度の改定に向けても同様の考え方で検討していく。

4 今後の予定

令和4年度末～	見直しに向けて検討
令和5年度	関係条例改正
令和6年度	見直し後の使用料施行
令和6年6月末	スポーツ施設の使用料半額措置終了